

【別 紙】訪問介護の利用料金表（令和6年6月1日～）

【基本部分】

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照		
			1割	2割	3割
身体介護中心型	20分未満	1,630円	163円	326円	489円
	20分以上30分未満	2,440円	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満	3,870円	387円	774円	1,161円
	1時間以上1時間30分未満	5,670円	567円	1,134円	1,701円
	1時間30分以上	30分増すごとに820円を加算	82円	164円	246円
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		25分増すごとに650円を加算 (身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る。)	65円	130円	195円
生活援助中心型	20分以上45分未満	1,790円	179円	358円	537円
	45分以上	2,200円	220円	440円	660円

（注1）「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	利用者負担金		
		基本利用料	1割	2割	3割
(イ) 初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円	400円	600円
(ロ) 緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)	1,000円	100円	200円	300円
(ハ) 特別地域訪問介護加算 ※	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本部分の15%			
(ニ) 介護職員処遇改善加算II ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算合計の22.4%			

（注）※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【別 紙】介護予防訪問型サービスの利用料金表（令和6年6月1日～）

【基本部分】

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ (1月あたり)		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 ※(注2)参照		
			1割	2割	3割
介護予防訪問型 サービス費Ⅰ	1週間に <u>1回程度</u> の介護予防訪問型 サービスが必要とされた場合	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
介護予防訪問型 サービス費Ⅱ	1週間に <u>2回程度</u> の介護予防訪問型 サービスが必要とされた場合	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
介護予防訪問型 サービス費Ⅲ	1週間に <u>3回程度以上</u> の介護予防訪 問型サービスが必要とされた場合 (要支援2の利用者のみ対象)	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	利用者負担金		
		基本利用料	1割	2割	3割
(イ) 初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円	400円	600円
(ロ) 特別地域 訪問介護加算※	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本部分の15%			
(ハ) 介護職員 処遇改善加算Ⅱ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算 合計の22.4%			

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。